

見守りサービス

仕様書

平成 28 年 11 月 18 日

1. 必要とするサービスの概要

無線通信の発信装置を所持している利用者の位置情報を把握するサービス

2. 必要とするサービスの詳細

(1) 位置情報の確認

- ・発信装置を所持している利用者について、パソコン、スマートフォンなどにより、地図上で位置情報を確認できること。
- ・利用者の位置情報は、確認権限を持っている者のみ確認できる仕組みであること。
- ・本市が特定した利用者について、地図上で位置情報を確認できる仕組みを有していること。

(2) 利用者支援

- ・サービスの利用に関し、電話、電子メールやWEBサイトによる問い合わせ窓口を有していること。
- ・利用者が確認権限のある発信装置において、任意に指定した場所や建物での発信装置の検知情報、指定した時間における発信装置の位置情報を電子メール等によりお知らせする機能を有していること。
- ・位置情報等のお知らせは、スマートフォン以外の携帯電話にも送信できること。

3. 機器について

①機器の調達について

- ・サービスで使用する機器を 1,388 万円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を除く。）で調達すること。
- ・機器は、家族の介護負担の軽減に資する見守り支援機器等（介護保険の福祉用具貸与の対象となっているものを除く）であって、1 機器につき 10 万円（消費税等を含む）を上限とする。この場合において、複数の分割可能な部分で構成される機器については、当該見守り機器としての最低限の機能を有するまとまりをもって 1 機器とする。ただし、GPSから自己位置を表示するための発信装置は 10 個で 1 機器とし、調達数を 10 で除した数（端数切り上げ）をもって機器数とする。
- ・機器は、動作可能な状態で納品すること。

②発信装置について

- ・小中学生と高齢者が無理をすることなく所持できる大きさであること。
- ・発信装置には個人情報情報を保存しないものであること。

③検知装置（発信装置の無線を受信する機器が必要なサービスの場合）

- ・一般家庭で購入ができるものであること。

4. スケジュール概要

時期	内容
平成 28 年 12 月下旬	・ 契約
平成 29 年 1 月上旬	・ サービス提供環境の整備を開始 ・ サービス利用者（小中学生・高齢者）向け説明を開始
4 月 1 日	・ サービスの提供開始
4 月上旬	・ 平成 29 年度市立小中学校の新入学生に発信装置を配布

以上